

相談室だより

スクールソーシャルワーカー

SSW 通信

H31. 2. 12日(火)

別海中央小 相談室



☆子どもは、のびのびとした楽しい子ども時代を過ごし、その間に自分で感じ、考え、夢を見、決断し、実験する必要があるのです。親が子どもにしてやれることで、とくに大切なのは、子ども時代に楽しい思い出をたくさんつくってあげることです。 ～ ターシャ・テューダー (アメリカの絵本画家) ～

～ 贈る言葉 ～
— 育てる —
家族とは、「ある」ものではなく、手をかけて「育む」ものです。 日野原重明 (医師)

ご存知ですか、児童虐待防止法

児童福祉法に変わ
り、2000年
11月施行

覚えていますか？ **死亡の5歳、ノートに「おねがいゆるして」**

(2018年3月2日、両親の虐待により低栄養状態などで起きた肺炎による敗血症で死亡)

「ぜったいやらないからね」死亡した結愛ちゃんのノート

結愛ちゃんの体重は死亡時、同年代の平均の約20キロを下回る12・2キロだった。部屋からは、「もっとあしたはできるようにするからもうおねがいゆるして」などと結愛ちゃんが書いたノートが見つかった。

毎朝4時ごろに起床し、平仮名の練習をさせられていたという。

都や一家が以前住んでいた香川県などによると、結愛ちゃんは同県で2016年と17年に計2回、県の児童相談所で一時保護された。2回目の保護が解除された後の同年8月末には、病院から「こめかみ付近と太ももにあざがある」と児相に通報があり、結愛ちゃんは「パパに蹴られた」と話したが、県は一時保護の必要はないと判断していた。

一家は2018年1月に目黒区に転居。県の児相から引き継ぎを受けた品川児相が2月9日に家庭訪問していたが、結愛ちゃんには会えなかったという。

父親については、結愛ちゃんに暴行を加えてけがをさせたとして香川県警が2017年2月と5月に傷害容疑で書類送検していたが、いずれも不起訴になっている。



(1月24日) **千葉小4死亡「父がいじめる」** 女兒、学校に報告していた。

千葉県野田市の小学4年、栗原心愛(みあ)さんが自宅浴室で死亡

平成29年ごろ、心愛さんは当時通っていた小学校で行われたいじめに関するアンケートに「父からいじめられている」と回答。県柏児童相談所が心愛さんを一時保護。心愛さんは平成30年1月、現在の小学校に転校した。

心愛さんの死亡が確認された24日、栗原勇一郎容疑者が、「午前10時ごろからしつくとしてやった」と判明。県警は、栗原勇一郎容疑者が24日午前10時ごろから午後11時20分ごろ、心愛さんに自宅で冷水のシャワーを掛けたり、首付近をわしづかみにしたなどとして、傷害の疑いで逮捕。

助けてもらえずに命を失った、たった10歳の少女。

- 一時期児童相談所が保護したが、何故親元に帰したのでしょうか？
- 母親はいったい何をしていたのでしょうか？
- 今回警察に通報したのは母親だったが？
- 近所の女性の話では、夕方に成ると、女の子の泣き声や悲鳴が聞こえてきたとの事。なぜ、警察に通報しなかったのか？

昨年の3月、5歳の結愛ちゃんの「おねがいゆるして」のノートに日本中の誰もが涙し、「ひどい親だ」「許せない」と口にし、両親や児童相談所、行政の福祉のあり方に怒りと、二度と同じ事を繰り返してはならないと強く心に思っていたはずなのに・・・。

また、大切な大切な命が奪われてしまいました。それも、東京のすぐ隣の千葉県で・・・、結愛ちゃんの悲劇が話題になっている最中から・・・。

学校も児童相談所も誰も助けてくれずに、日常的に虐待を受けて、絶望的な毎日を送っていたのだら



うと思うと、何ともやり切れない事件です。

親という、本来一番味方であり守ってくれるべき存在の人から、虐待を受け死に追いやられてしまう、親を選べない悲劇です。（報道関係のコメント）

なぜ、悲劇は繰り返されるのだろうか？

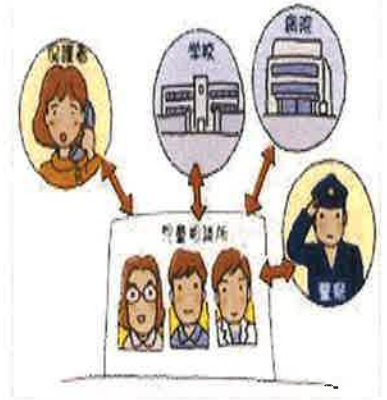
【虐待問題を研究している北大大学院教授 松本伊智朗教授】

児童相談所は

- ① 「助言求めず判断」～ 児童福祉のプロとしての自負心や現場を任されている責任感から、単独で判断してしまう傾向がある。
- ② 目の前の次々と舞い込む事案に忙殺され、関係機関との連携の会議が後回しになってしまう。

子どもを取り巻く関係機関および地域（学校や教育委員会、福祉行政）

- ① 各自治体に設置されている「要保護児童対策地域協議会」（要対協）が関係者のスケジュール調整に労力がかかり、適切に開催できない。
- ② 地域や学校、隣人が第一次通報者になることを恐れ、児童相談所や要対協に任せきりにし、主体的に子どもや家庭の困り感に手を差し伸べることを避けてしまう。



全国児童虐待 過去最多13万件（前年比11,203件の増加）

児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。

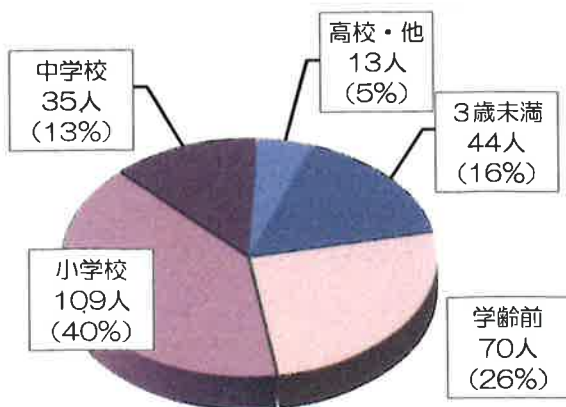


釧路根室管内児童虐待 368件

1. 児童虐待相談件数

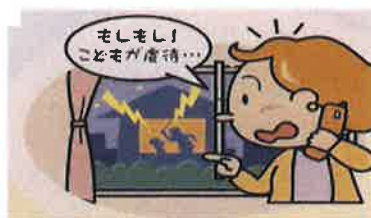
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260	133,788
北海道	1,515	1,711	2,089	3,014	3,900	5,133
釧路根室 (処理/受理)	154/ 281	131/ 281	106/ 256	226/ 356	271/ 361	368

2. 被虐待児童の年齢構成



「児童虐待の防止等に関する法律」は、児童虐待

を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して「通告」しなければならないとしています（6条）。よって虐待を受けているという確信までではなく、「もしかしたら虐待かな...」と思う程度であっても、市町村の児童福祉課や福祉事務所、児童相談所に通告する義務があるのです。



「通告の義務」というと重苦しい雰囲気がありますが、

- ① 匿名で連絡することもできます。
- ② 名前を名乗ったとしても、通告者の情報は、相談先以外の関係者に知られることはありません。
- ③ 疑わしいと判断し、通報した内容が虐待に当たらない、間違っても罰せられることはありません。

悲劇を繰り返さないために、私達は何をしたらいいのでしょうか？

虐待かも？ 相談すべきかどうかの迷いが伴います。相談したことを保護者に知られると、保護者との関係が険悪になるなど、立ち止まらせる思いや考えが頭の中をよぎります。

しかし、悲劇の予防と防止は「虐待の早期発見」です。早期に児童や保護者のケアを行えば、深刻な虐待から子どもは救われます。虐待かどうかを判断するのは学校でも地域の人でもありません。相談を受けた教育委員会、児童相談所、福祉事務所、警察等にお願ひしましょう。 **大切な子ども達は地域全体で守っていきましょう！**